

第五回 丸山真男「超国家主義の論理と心理」

今回は丸山真男（一九一四―一九九六）です。政治学者で昭和二十一年五月、雑誌『世界』に「超国家主義の論理と心理」を発表して話題となりました。丸山真男はこの論文一篇で「政治学の神様」となった、現在でもそう言われているそうです。すごいですね、「人格化」。

丸山真男の思想傾向や生涯にわたる活動、これらはかなりの著作が出ていますから省きます。今回はこの「超国家主義の論理と心理」〔現代政治の思想と行動〕未来社一九六四年増補版〕という論考を分析してみたいと思います。この論考について、橋川文三などの批判があります。しかし何か的外した批判としか読めません。他の批判も調べましたが、いま一つ説得力がありません。どうしても丸山真男の「永久革命」などに批判が向いて、この論考そのものを解体・分析・批判しているものは見当たりません。やはりこれには理由があると思います(問1〜4)。

(超国家主義)

「日本国民を永きにわたって隷従的境涯に押しつけ、また世界に対して今次の戦争を駆りたてたところのイデオロギー的要因は連合国によって超国家主義とか極端国家主義とかいう名で漠然と呼ばれているが、その実体はどのようなものであるかという事についてはまだ十分に究明されていないようである」(一一頁)

「連合国によって「超国家主義」とか「極端国家主義」とかいう名で漠然と呼ばれているが」とありますから、これは神道指令を基礎にしていると考えてよいと思います。国家と神道を分離せしめたGHQの神道指令には「過激なる国家主義」と記されています。丸山真男が語った超国家主義とはこの神道指令にある過激なる国家主義と同義であると考えるよいと思います。これが大前提です。神道指令を要約すると、「天皇・国民・国土が特殊なる起源をもち、それが他国に勝るといふ理由から諸国・諸民族を支配する」という過激なる国家主義の教義、そう記されています。

(戦争スローガン)

「八紘為宇」とか「天業恢弘」とかいったいわば叫喚的なスローガンの形で現われていたために、真面目に取り上げるに値しないように考えられるからである。例えばナチス・ドイツがともかく「我が闘争」や「二十世紀の神話」の如き世界観的体系を持っていたのに比べて、この点はたしかに著しい対照をなしている」(一一頁)

八紘為宇は第一回で述べた八紘一字です。天業恢弘(てんぎょうかいこう)は神武天皇

の「みことのり」です。

「その地（くに）は、必ず以て天業（あまつひつぎ）を恢（ひろ）め弘（の）べて、天下（あめのした）に光宅（みちを）るに足りぬべし。蓋し六合（くに）の中心（もなか）か」

（錦正社『みことのり』六頁）

その地というのは塩土老翁（しほつちのをぢ）が教えてくれたところです。東によい土地がある、その示唆によって神武東征がはじまったという記述です。

「豊葦原の千五百秋（ちいほあき）の瑞穂国は、是吾が子孫（うみのこ）の王（きみ）たるべき地（くに）なり。宜しく爾皇孫（いませみま）就（ゆ）きて治（しら）せ」

これはいわゆる天壤無窮の詔勅にある言葉です。「治（しら）す」ことを恢弘、つまり広めるといふことです。「しらす」については第三回で詳しく述べました。

丸山真男はナチス・ドイツと比較してこういったスローガンを「真面目に取り上げるに値しないように考えられる」と語ります。終戦となって軍隊は解体されました。また神道指令や公職追放令などで、八紘一宇は禁止され超国家主義者は追放されることとなりました。悪夢から覚めたような時代の中で、これらの言葉を「叫喚的なスローガン」ととらえたのは当然のことかもしれません。

（精神的君主たるミカド）

「まずなにより、我が国の国家主義が「超」とか「極端」とかいう形容詞を頭につけている所以はどこにあるのかという事が問題になる。近代国家は国民国家と謂われているように、ナシヨナリズムはむしろその本質的属性であった。こうした凡そ近代国家に共通するナシヨナリズムと「極端なる」それとは如何に区別されるのであろうか」（二二頁）

近代国家はそもそもナシヨナリズムを持ったものだという説明です。ここではナシヨナリズムと国家主義は同じようなものとして表現されています。そしてウルトラ・ナシヨナリズム、イコール超国家主義ということです。我が国の国家主義がなぜ超国家主義といわれるのか、それが丸山真男論考のテーマです。

「我が国家主義は単にそうした衝動がより強度であり、発現のし方がより露骨であったという以上に、その対外膨張乃至対内抑圧の精神的起動力に質的な相違が見出されることによつてはじめて真にウルトラ的性格を帯びるのである」（一三頁）

これは「いわゆる十九世紀末の帝国主義時代を俟たずとも、武力的膨張の傾向は絶えずナシヨナリズムの内在的衝動をなしていたといつていい」ということを受けてのことです。ここで丸山真男は「精神的君主たるミカド」に言及します。

（教育勅語と人間宣言）

「第一回帝国議会の招集を目前に控えて教育勅語が發布されたことは、日本国家が倫理的実体として価値内容の独占決定者たることの公然たる宣言であつたといつていい」(一五頁)

丸山真男のこの文章を解読するためには、教育勅語の本文をもう一度思い起こさねばなりません。第二回でお話をした「樹徳深厚」、「徳を樹てること深厚なり」の文章です。この「徳」を井上哲次郎から国民道徳協会の佐々木盛雄に至るまで、みな「徳目」だと誤解しました。しかしこれは井上毅のいう「君治の徳」つまり「しらす」という天皇の統治のことでした。「無私」「公(おおやけ)」の意味が含まれています。

右の文章からすると、やはり丸山真男も「徳目」ととらえていることがわかります。倫理の「価値内容」の独占決定者、これは日本国家(天皇)が「徳目」を定めた、こう誤解したと考えていいと思います。ここがこの論考の大きなポイントでしょう。さらに丸山真男は人間宣言についても語ります。

「今年初頭の詔勅で天皇の神性が否定されるその日まで、日本には信仰の自由はそもそも存立の地盤がなかったのである。信仰のみの問題ではない。国家が「国体」に於て真善美の内容的価値を占有するところには、学問も芸術もそうした価値的実体への依存よりほかに存立しえないことは当然である」(一五頁)

当時は大日本帝国憲法下です。その第二十八条は信教の自由条項であつて、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」でした。世を乱したり臣民の義務に背くのはそもそも論外でしょうから、これを制限付きという言葉は言い過ぎです。これを許せば無政府国家状態と同じです。現行憲法にも信教の自由条項はありませんが、世を乱したり国民の義務に背くことは、やはり別の法律で罰せられます。それにかつては「教育と宗教の衝突」もありましたし、法の内容はともかく、昭和十五年施行の宗教団体法では教派神道十三派、仏教二十八派、キリスト教二教団の四十三団体が認可されています。信仰の自由がなければ衝突も各派もなかつたと思います。

そして「人間宣言」です。丸山真男は「詔勅で天皇の神性が否定」と述べていますが、これも第三回でお話したように、天皇現人神論は宣命解釈の誤りが原因です。国典の誤った解釈を分析せずに、日本における信仰の自由云々は如何なものかと思えます。

さらに少なくとも明治以降における文学作品などに国家(価値的実体)への依存は感じられません。明治の樋口一葉・夏目漱石・森鷗外。大正期には芥川龍之介・谷崎潤一郎がいます。昭和戦前でも永井荷風や石川達三などがいましたし、プロレタリア文学も盛んでした。彼らの作品が必ずしも国家への依存によつて存在していたとは言えないと思いません。

したがつてこの文章は、非常に大雑把で、感覚的で、学術的な検証を欠いているというしかありません。

「国家活動が国家を超えた道義的基準に服しないのは、主権者が「無」よりの決断者だからではなく、主権者自らのうちに絶対的価値が体现しているからである」(一七頁)

この文章は要するに絶対主義的天皇の表現かと思えます。ただ「国家を超えた道義的基準」はよくわかりません。宗教的とか普遍的な道義かもしれませんが、これだけでは理解できません。そしてこの文章は次につながります。

「それが「古今東西を通じて常に真善美の極致」とされるからである。(荒木貞夫「皇国の軍人精神」八頁)。従ってここでは、道義はこうした国体の精華が、中心の実体から渦紋状に世界に向かって拡がって行くところのみ成り立つのである。「大義を世界に布く」といわれる場合、大義は日本国家の活動の前に定まっているのでもなければ、その後定まるでもない。大義と国家活動とはつねに同時存在なのである」(一七頁)

「道義はこうした国体の精華が、中心の実体から渦紋状に世界に向かって拡がって行くところのみ成り立つ」というのは、教育勅語のイメージがあります。ここに出てくる荒木貞夫は第五回で述べましたが、ヒュー・バイアスの『敵国日本』において「荒木はまったくの侵略にすぎない政策を、宗教的情熱でうわべを飾ろうとし、日本の民族的神話を用いた」(八七頁)と批判されていました。たしかに昭和戦前の典型的な軍人の一人ではあったと思います。荒木貞夫自身の『昭和日本の使命』(昭和七年)から引用します。

「我建国の真精神と、日本国民としての大理想の、渾然たる融和合一の示現とも称すべき『皇道』は、その本質に於て、四海に宣布し、宇内に拡充すべきものである」(二八頁)

「日本は、日本だけの平和と繁栄を守るだけで満足すべきではなく、更に東亜の天地にその理想を展べ、更に更に広くこれを世界に及ぼさねばならぬ。この大理想は、皇祖神武天皇東夷御親征の大事業を畢へさせ給ひ、大和の橿原に地を相して、中外統治の礎地を定められたるとき、・・・」(二四頁)

「明治、大正の両時代を通じて、漸次に興隆したる、国民的意気を紹述して、更にこれを建国の大精神と合致せしめて皇道を四海に宣布する、これが昭和日本の真使命である」(四九頁)

昭和七年の二月に出版された同書は、四月には第八〇版となりました。全国に流布したと考えるとよいと思います。満州事変の原因に支那の日本軽侮があるとして、武を用いることも降魔の剣を揮うことに外ならない、とも述べています。荒木貞夫の膨張一辺倒思想ですが、丸山真男はこういった言説が超国家主義の表現だと感じていたのかもしれませんが。日米開戦直後にあったヒュー・バイアスやヒリス・ローリーらの日本観に通じるものがあ

ると言っでよいでしょう。

(論考の構造)

この論考にはナチス・ドイツとの比較やカール・シュミット、ニーチエそしてヘーゲルらが出てきます。しかし結局のところ、それらはこの論考のポイントではないと思います。

「天皇を中心とし、それからのさまざまの距離に於て万民が翼賛するという事態を一つの同心円で表現するならば、その中心は点ではなくして実はこれを垂直に貫く一つの縦軸にほかならぬ。そうして中心からの価値の無限の流出は、縦軸の無限性(天壤無窮の皇運)によって担保されているのである」(二六頁)

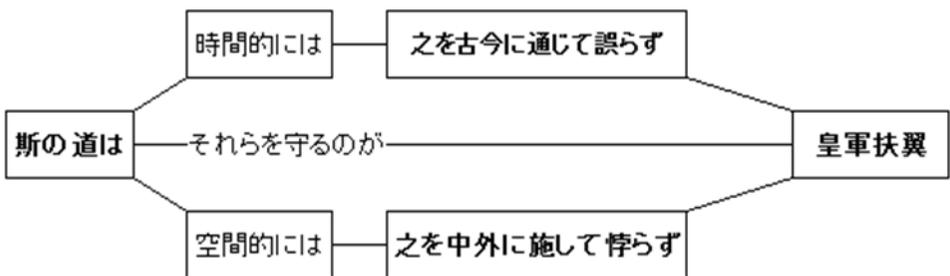
非常に観念的ですが、教育勅語を思い浮かべると、この構造は簡単です。これは言葉で説明すればやややこしいのですが、図で説明すると解かりやすいと思います。『現代政治の思想と行動』の増補版には、「追記および補註」が記載されていますが、丸山真男はその図についてこう述べています。

「なお昭和八年に毎日新聞社が陸軍省と協力して製作した映画「非常時日本」全一二巻の中では、荒木陸相の演説を背景として次のような図で皇道の構造が示されるが、それが恰も本論の末尾に述べた「論理」と全く一致していることを後になつて発見したので参考までに掲げておく」(四九五頁)

その図をここに示します。



『現代政治の思想と行動』「追記および補註」P495より



教育勅語の構造

上図がそれですが、下図はその構造を教育勅語から書き換えたものです。上下の図は完ぺきに符号します。

(分析を欠いた論考)

もうお分かりだと思えます。この「超国家主義の論理と心理」は、それまで一般的だった教育勅語の解釈を基本に、「超国家主義」を抽象的な文章で表したものと断定していいと思います。教育勅語「以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。斯の道は、(中略)之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」の曲解された解釈の時代を、その現象面のみとらえて書かれたものでしかありません。

本来は文部省「国体の本義」から「臣民の道」そして敗戦に至る時代の批判だったかも

しませんが、丸山真男は帝国憲法・教育勅語から敗戦までをまとめて批判したといつてよいと思います。しかしここにこそ、丸山論考の未熟さが表れています。これは第四回でお話ししましたが、帝国憲法と教育勅語は順接の関係です。いづれも井上毅が深く関与しました。また文部省「国体の本義」と「臣民の道」は順接で結ばれています。これらは帝国憲法・教育勅語と逆接の関係です。丸山論考はこの決定的なポイントを外しています。

天皇は現御神で天皇御親政を理想とする文部省「国体の本義」は、帝国憲法に反する考え方です。帝国憲法には現人神も天皇御親政もありません。むしろ教育勅語にもありません。丸山真男における教育勅語の解釈は、井上哲次郎以来の伝統的な曲解をもとにしています。さきほどの図を見れば、そのことは疑いようありません。第二回で述べた通り、教育勅語の「中外」はいわば「国中」です。したがって論考にある「道義はこうした国体の精華が、中心的実体から渦紋状に世界に向かって拡がって行くところのみ成り立つ」は、これがそもそも教育勅語の「中外」を「国の内外」と誤解して解釈したことの上にある、という分析をしてはじめて学術的なものになると言えます。

天皇は神道の「神」で、その国家神道は天皇・国民・国土が特殊な起源をもつゆえ他国に優越し、その理由によって他国他民族に日本の支配を及ぼす、という教義を含む。これが戦時中の米国、そしてGHQ神道指令の考え方でした。

それゆえ この論考は神道指令を基本とし、ヒュー・バイアスの『敵国日本』などの日本観を参考に組み立てられたもの、こう考えて大きな間違いはないと思います（問5）。ですから少なくとも現象面だけを描けば―ヒュー・バイアスは『ニューヨーク・タイムズ』の東京駐在記者でした―ほぼ事実のように読み取れます。

しかし問題はGHQのいう超国家主義なるものの論理の生成過程、そしてその推進力の分析です。丸山論考には一切これがありません。古代における即位の宣命を読み誤って天皇を現御神とし、教育勅語の「中外に施して悖らず」を「世界中どここの国でおこなっても、決してまちがいのない道」（明治神宮『明治天皇御製教育勅語謹解』一二四頁）と曲解した事実の分析がなければ、超国家主義の論理は解明できません。丸山論考の欠陥はまさにこの点です。

（二重の鵜呑み史観）

丸山真男は非常に巧みだったと思います。昭和二十一年五月に発表の際は、この論考の構造を明らかにしませんでした。その後、教育勅語が忘れられた時代になって、追記に「非常時日本」の図を引用しました。そして丸山本人も含め、教育勅語の曲解を研究した人はいりませんでしたから、この論考は高い評価のまま今日に至っています。橋川文三などもこの論考を批判したことは最初に述べました。しかし橋川も教育勅語の曲解は全くわかりませんでした。そのための外れの批判にとどまったのは当然のことでした。

日本人が詔勅を曲解した。その上にできたスローガンを連合国とくに米国は鵜呑みにした。さらに米国などの日本・日本人観を丸山真男は鵜呑みにした。それで書かれたのがこ

の「超国家主義の論理と心理」だと考えられます。いわば「二重の鵜呑み史観」(問6)とでもいうのが丸山論考の本質であると思います。

戦後の我が国において、誰一人として教育勅語の曲解を追究しなかったツケが、丸山論考を神格化した、そういつてもよいと思います。

【質疑応答】

問1 丸山真男の「超国家主義の論理と心理」について、批判が少ないのお話がありました。橋川文三の批判をなぜ評価されないのですか。

回答 たしかに橋川文三は「昭和超国家主義の諸相」「解説」『超国家主義』筑摩書房一九六四年）で丸山論考を批判しました。ただ、批判の内容は核心を突いたものではありません。この機会ですから少しこの「昭和超国家主義の諸相」「解説」について説明をしてみたいと思います。

橋川文三は正直な人だったと思います。

「いったい何が超国家主義であるかという概念的規定において、私の分析は徹底することができず、全体的なペースペクチブが曖昧になったことを懸念する」（五七頁）

こういうように、正直に告白しています。丸山真男が対象とした超国家主義は、その論考から明らかのように、GHQが神道指令等で定義した「過激なる国家主義」と同じです。

橋川論考はまずこの点が確認されていません。

「また、改めていうまでもないが、いわゆる右翼者において、超国家主義を自認し、自称するものは一つも存在しないという事実やはり留意さるべきことである。すべてそれらのことが、いわゆる超国家主義の概念規定を困難ならしめているのである」（同）

橋川文三が対象とした超国家主義はやはり曖昧で、よく分かりません。大正期から昭和戦前の思想傾向に何か得体の知れないものがあって、それらを整理することで超国家主義を把握できると考えたようです。丸山真男が「連合国によって超国家主義とか極端国家主義とかいう名で漠然と呼ばれ」（「超国家主義の論理と心理」一一頁）たものを究明したことを考えれば、これは少し奇異な感じがします。たとえば「国家神道」です。GHQが神道指令で定義したその根拠を検証せずに、観念的にこれを語る論者が少なくありません。橋川論考の超国家主義も同じ誤りを犯しているのではないのでしょうか。

問2 橋川文三はなぜGHQ文書を重要視しなかったのですか。

回答 丸山真男は「日本のナショナリズムが国民的開放の課題を早くから放棄し、国民主義を国家主義に、さらに超国家主義にまで昇華させたということは・・・」（「日本におけるナショナリズム」と述べています。つまり日本ナショナリズムの究極が超国家主義ということですが。ただファシズムとの関係は特に述べられていません。これに対し、橋川文三です。

「それはいわば日本超国家主義をファシズム一般から区別する視点ではないといえよう」（九頁）

の超国家主義を日本の国家主義一般から区別する視点ではないといえよう」（九頁）

橋川の整理における日本の超国家主義は、ファシズム一般と区別され、日本の国家主義一般とも区別されるものだというこのようです。ただしファシズム一般や国家主義一般がどのようなものであるかは、これも説明がありません。

いずれにせよ丸山真男が超国家主義の解明について、「上からの演繹」を手法として用いたことと対照的に、橋川文三は昭和戦前に特徴的だった事案から帰納法によって超国家主義の概念的規定を試みたということは、言えるのだと思います。

問3 帰納法によって、とはどういうことですか。

回答 橋川文三は、大正後期に遡り、安田財閥の安田善次郎暗殺事件における朝日平吾の「死の叫び声」がその後の日本超国家主義の歴史に「もっともはやい先駆」としての地位を占めることは疑えないはずである」(二〇頁)と位置付けました。したがって橋川文三「昭和超国家主義の諸相」はむしろ丸山真男の「超国家主義の論理と心理」よりは「日本ファシズムの思想と運動」に重なっています。

丸山の対象はあくまでGHQのいう超国家主義です。これは彼の文章から明確です。しかし橋川は独自の超国家主義を追究しましたから、丸山批判としては的外れと言わざるを得ません。

「ごく大雑把に図式化していえば、私は日本の超国家主義は、朝日・中岡・小沼(正)といった青年たちを原初的な形態とし、北一輝(別の意味では石原莞爾)において正統な完成形態に到達するものと考え、井上日召・橋孝三郎らはその一種中間的な形象とみなしている」(二三頁)

いま出てきた朝日平吾は安田善次郎、中岡良一は原敬を暗殺した犯人です。朝日平吾は自殺しましたが、中岡は裁判において無期懲役となっています。当然ですが、GHQはこれらを以って超国家主義者とは述べていません。天皇・国民、そして国土が特殊なる起源を持ち、それらが他国に優るといふ理由から日本の支配を他国他民族に及ぼす、これがGHQのいう超国家主義です。これを対象としない超国家主義論は、したがって丸山批判には相当しない、そういいたいと思います。

問4 最近の丸山論考批判はどんな傾向でしょうか。

回答 図書館で見る限りは、二〇〇〇年代に丸山真男をテーマにした本が何冊か出ています。以下、「超国家主義の論理と心理」に関する部分を読んでもみます。敬称は略させていただきます。

二〇〇一年五月、長谷川宏『丸山真男をどう読むか』講談社現代親書

「敗戦によって事態はどう変わるのか。どう変わるべきなのか。答えは「超国家主義の論理と心理」の結語に明確に示されている」(八〇頁)

この結語は「日本軍国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまた同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体とその絶対性を喪失し今や始めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねた日でもあったのである」です。しかしそもそもこの結語は、教育勅語の誤った解釈を基礎としたものですが、同書にその分析はなく、教育勅語解釈の検証もあり

ません。

二〇〇五年十一月、竹内洋『丸山真男の時代』中公新書

「敗戦直後に、丸山は一連の論考を発表した。(中略)そのなかでも有名な論文「超国家主義の論理と心理」は、日本が通りぬけてきたばかりの時期を対象にした鋭い考察である」(四頁)

「ヨーロッパの近代国家がカール・シュミットいうところの中性国家、つまり国家主権が形式的な法機構によって倫理的価値に対しては中立的立場をとったのに対し、日本の国家主義は教育勅語にみることができるよう、内容的価値の実体をもって統治したからである」(二六六頁)

丸山論考を「鋭い考察」と評価し要約するのみで、論考の分析や批判は一切ありません。

二〇〇六年四月『丸山真男』河出書房新社

同書では小熊英二、佐藤卓己が「超国家主義の論理と心理」に触れていますが、論考の分析や教育勅語解釈の検証はありません。また道場親信は米谷匡史との対談において、同論考と「追記および補註」に言及していますが、これも肝心の論考分析と教育勅語には触れていません。平野敬和も「超国家主義の論理と心理」と「追記および補註」をとりあげていますが、それらの分析はありません。

二〇〇六年五月、苅部直『丸山真男』岩波新書

「超国家主義」論文は、昭和の世に軍部と政府と国民をおおいつくした、暴力的なナショナリズムについて、その「思想構造乃至心理的基盤」の解明を試みる。それは、明治時代の教育勅語いらい、日本の近代において、国家が「倫理の実体として価値内容の独占的決定者」とされたことに根ざしている」(二四一頁)

「丸山による、「超国家主義」あるいは「日本ファシズム」の精神構造の分析は、「倫理の内面化」【集3-5】を達成し、「主体的意識」をはぐくむためには、日本人がどのような内面の敵と闘わなくてはいけないかを示したものであった」(二四四頁)

批判らしきものではありません。ただその要約を述べただけです。残念なのは、一九四七年の「世界」十月号に掲載された津田左右吉論考の要約を述べながら、その追究をしていないことです。

「天皇の権威の源泉は宗教的なものとしての「神」にあり、国家が「道徳的価値の決定者」であるとする思想は、近年の「いはゆる超国家主義者軍国主義者」がこしらえたものであり、明治の教育勅語にも、さらに古代からの伝統の中にもなかった。津田はそう説いて、例外現象にすぎない昭和の「超国家主義」の特色を、明治にまでさかのぼらせるのは不当だとしたのである。【津田1947、集6-249】(二四三頁)

むろん、第七回でお話しした通り、津田左右吉は「文武天皇即位の宣命」等を読み誤っ

ています。国典に「天皇＝現御神」はありません。ただ「例外現象にすぎない昭和の「超国家主義」の特色を、明治にまでさかのぼらせるのは不当だ」という見解には、重要な見方があると思います。この詳細を詰めれば、あるいは根拠のある批判になったかもしれません。

問5 丸山真男はヒュー・バイアスなどを読んでいたのでしょうか。

回答 丸山の『自己内対話』（みすず書房、一九九八年）、その「一九四八年ノートからの抜萃」にバイアス『The Japan Enemy』（『敵国日本』）の要約が記されています。抄訳は昭和二十一年「世界」の1・2号に掲載されたそうですから、それを丸山が読んでいた可能性は高いと思います。

問6 終戦直後の「二重の鵜呑み史観」はそうかもしれません。その後の状況はどうでしょうか。

回答 やはり今日でも丸山真男の「超国家主義の論理と心理」は評価されているといってもよいと思います。そういう意味では終戦直後とあまり変わっていません。我が国ではこれをその構造から分析・批判しませんでしたから、同様な海外の著作が翻訳されて話題になりました。たとえばジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』（二〇〇二年 岩波書店）、ハーバート・ビックス『昭和天皇』（二〇〇二年 講談社）などです。

しかしこれらも新聞記事にエピソードを盛り込んだだけの読み物といってよいと思います。たとえば『敗北を抱きしめて』の第一〇章は「天から途中まで降りてくる」ですが、ここで語られている「人間宣言」の分析はお粗末です。『続日本紀』などにある即位の宣命の検証はありませんし、そもそも木下道雄の『宮中見聞録』にはまったく言及がありません。少なくとも第三回でお話した「現御神止」、この解釈が語れない「人間宣言」論は分析に値しません。

また『昭和天皇』では「皇道」「現人神」「聖戦」等々、昭和戦前で重要なキーワードが何回も出てきます。しかしなぜそれらが用いられるようになったのか、まったく記載はありません。「人間宣言」については、やはりジョン・ダワーと同じレベルで留まっています。大雑把にいうと、両著とも昭和戦前における日本精神史の分析という観点からすると、とても学術的とは言えません。彼らには詔勅の曲解など、思いもよらないことでしょう。教育勅語の曲解がもたらした前代未聞のあの時代。D・C・ホルトムが「近代日本の歴史の生んだもつとも有名で重要な文書である」と語った、その教育勅語の解釈にもまったく関心を示しません。このことを知る日本人助言者も皆無だったと断定してよいと思います。なぜなら、教育勅語の「中外」や宣命の「現御神止」を本格的に検証したものは、拙著『日本の錯誤』まで見当たらないからです。

あの複雑な昭和史は、とくにその精神史は、主要な論理がどのように生成され、何がその推進力となったのか、この分析を欠いての解明は不可能だと思います。しかし日本の読

者もそれを知らされていませんから、海外研究者が紹介する豊富なエピソードを読むことで納得したのかもしれない。

これは第四回で詳しくお話しましたが、およそ昭和戦前は、帝国憲法と教育勅語が順接の関係、これが基本です。そして天皇機関説排撃・国体明徴声明・二・二六事件・文部省「国体の本義」がやはり順接の関係。ただし前者と後者は逆接の関係です。ここを明らかにしない昭和史はどうしても曖昧になってしまうのは必然です。ジョン・ダワー、ハーバート・ビックスともに、ここを明確にできていません。我が国の多くの論者もこの点は同じです。

その意味では、「二重の鵜呑み史観」は間違いなく今日まで続いていると思います。